



# 秋穂町広報

No. 89

## 人口と世帯数

(2月末)

人口	9705人
秋穂地区	6194人
大海地区	3511人
世帯数	2306世帯
秋穂地区	1450世帯
大海地区	856世帯

## 四十三年度当初予算 一億九千四百四拾三万円

町の四十三年度予算が、三月九日から開かれた定例町議会で決まりました。一般会計は総額一億九千四百四拾三万円で、四十二年度当初予算の一億七千九百五拾二万円に比べて八・三%の伸びとなっています。

また、今年から新しく実施される町交通災害共済の予算は百八拾万六千円となっています。

タバコは町内のタバコ店で買いますよ

② 国民健康保険特別会計予算額 (単位千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険税	19,203	1 総務費	3,838
2 一部負担金	1	2 保険給付費	37,852
4 使用料及手数料	10	3 保健施設費	894
5 国庫支出金	23,969	5 公債費	50
6 県支出金	70	6 諸支出金	2
9 繰入金	1	予備費	654
10 繰越金	1		
11 諸収入	35		
歳入合計	43,290	歳出合計	43,290

③ 国民宿舎特別会計予算額 (単位千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
5 使用料及手数料	22,670	1 休養施設費	21,510
9 繰入金	0	2 公債費	2,880
10 繰越金	2,500	3 繰出金	2,000
11 諸収入	2,580	予備費	1,360
歳入合計	27,750	歳出合計	27,750

④ 交通災害共済事業特別会計予算額 (単位千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 共済会費収入	950	1 交通災害共済費	950
2 共済交付金	855	2 再共済掛金	855
4 諸収入	1	予備費	1
歳入合計	1,806	歳出合計	1,806

① 昭和43年度一般会計予算額 (単位千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 町税	30,647	1 議会費	5,039
2 地方交付税	78,000	2 総務費	30,910
3 分担金及負担金	5,463	3 民生費	25,223
4 使用料及手数料	1,065	4 衛生費	4,141
5 国庫支出金	30,202	5 労働費	4,138
6 県支出金	12,442	6 農林水産業費	41,794
7 財産収入	27	7 商工費	2,200
8 寄付金	1	8 土木費	19,364
9 繰入金	2,000	9 消防費	1,211
10 繰越金	15,000	10 教育費	42,639
11 諸収入	2,183	11 災害復旧費	6
12 町債	17,400	12 公債費	15,930
歳入合計	194,430	歳出合計	194,430

国民年金は、みなさんが年をとったり事故にあったりしたときに、国が年金を支給することによってみなさんの生活を守ろうという社会保障制度で、国内に住む二十才から六十才までの日本人で、他の公的年金制度へ加入していない人は必ず加入しなければなりません。ただし公的年金に加入している人の配偶者や大学の学生さんは一応除かれますが希望して加入することができます。

国民年金は他の公的年金制度と同じように、この制度に加入して定められた年数以上きちんと保険料を納めるか免除をうけていないと年金を受けることができません。

国民年金は他の公的年金制度と同じように、この制度に加入して定められた年数以上きちんと保険料を納めるか免除をうけていないと年金を受けることができません。

## 国民年金への加入は

### すんでいきますか

これらの人も保険料や年金など当然加入しなければならぬ人たちと同じ条件ですから、将来配偶者が公的年金を受けるようになって何の制限もなく自分も年金を受けることができます。

国民年金は他の公的年金制度と同じように、この制度に加入して定められた年数以上きちんと保険料を納めるか免除をうけていないと年金を受けることができません。

自分の将来に備え保険料は毎月きちんと納めることが大切です。国民年金へ当然加入しない人はまだ加入していない人はすぐ届出をして下さい。この届出をして保険料を納付しておかないと将来事故にあつたり、老令になつても年金はもらえないことになってしまいます。届出は簡単に、印かんを持って保険年金課又は大海支所へおいで下さい。

「とじてんで保存しましょう」

### 定例町議会終る

三月九日から開かれた定例町議会は、四十三年度一般会計予算など十九件の議案について審議、可決され十五日終了しました。

このたびの町議会では四十三年度予算のほかに、四十二年度補正予算や一般職の職員給与の改正、町長等特別職の給与の改正、町議会の議員の報酬等の改正が行なわれ、今年の五月から県下の町村全部で実施されることとなった。交通災害共済の条例等が新しく決まりました。

### 決まった議案は次のとおりです

- 昭和四十二年度一般会計補正予算(第三号)
- 補正額 一三、九四〇千円
- 総 額 二二六、四七〇千円
- 昭和四十二年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
- 補正額 二、九九〇千円
- 総 額 三二、六七〇千円
- 昭和四十二年度国民宿舎特別会計補正予算(第二号)
- 補正額 四、三五〇千円
- 総 額 二八、六九〇千円
- 昭和四十三年度一般会計予算
- 総 額 一九四、四三〇千円
- 昭和四十三年度国民健康

### 一日一円で

### あなたの交通災害を補償

#### 交通災害共済制度

#### 五月一日から実施

ちかごろは交通事故が他人ごとでなくなり、事故にあわないという保証はありません。

自動車等のいちじるしい普及による交通量の激増に伴って、日増しに交通戦争は激しさを加えています。

このためわたしたちはいつも危険にさらされ、生活もおびやかされています。わたしたちが万一交通事故にあつたときに、少しでも不幸を軽くするため「交通災害共済制度」が五月一日から実施されることになりました。

この制度は、一日一円(年間三百六十円)の会費(掛金)を納めておけば、交通事故にあつたときに共済金が支給されるものです。

不幸にして事故にあつたときのために、町民の皆さんが、営利を目的にしない共済制度ですから、より多くの人に加入していただければ会費や内容を、さらに有利にすることもできますので、一人でも多くの方が

の一年間(途中加入の場合は納入した日の翌日から三月三十一日までになります)

#### ④加入方法

所定の申込書(各世帯に配付します)に必要事項を記入し、掛金(今年の場合には三百三十円)を添えて役場または支所へ申し込んでください。

#### ①会員の資格

秋穂町内に居住し、住民基本台帳または外国人登録原簿に登録されている人。

#### ②会費(掛金)

一年間三百六十円  
今年に限り五月一日から明年三月末日までで三百三十円ただし途中加入のときでも割引はありません。

#### ③共済期間

原則として四月一日から翌年の三月三十一日まで

#### ⑤給付の対象

対象となる交通事故は、自動車など車両によるもののほか、汽車、電車、航空機、船舶などほとんどの乗物が対象となります。そのほか駅や道路での事故も含まれます。

飲酒運転、無免許運転中に生じた事故には支給されません。

### 田嶋重男氏急逝さる

前消防団長田嶋重男氏は二月十六日逝去され、二月十八日午後二時から東泉寺において葬儀が行なわれました。  
田嶋消防団長は、昭和三十九年十月に就任されて以来、三年四月の間、町消防団長の重責を担われ家業の土建業のかたわら

### 青年の集い開催!

青年団員の研修を目的として去る二月十八日町公民館で青年の集いが開催されました。

多数の参加者は、「余暇と青年活動の取り組み方」について、旭村佐々並公民館長大石博英先生の講話を聞き、また町議会の議員さんたちと町行政と「時事問題」、「青年のあり方」等について懇談を行ない、次のような日程で有意義な一日を過ごしました。

- 九時三十分～十時 受付 開会行事
- 十時～十三時 町議会議員との懇談会と会食
- 十三時～十四時三十分 講話「余暇と青年活動の取り組み方」
- 旭村佐々並公民館長 大石博英氏
- 十四時三十分～十五時 青年団体について
- 山口県連合青年団長 玉木襄氏
- 十五時～十六時 模擬結婚式
- 十六時～十七時 映画を見ての話し合い
- 十七時～十七時四十分 アンケート記入、反省会
- 閉会行事

#### ⑥共済金の種類

事故にあわれたときは町役場総務課で請求の手続きをしてください。



等級	傷 害 の 程 度	共済金 円
1	死 亡	500.000
2	1年以上の治療を要する傷害	150.000
3	6カ月以上1年未満の治療を要する傷害	100.000
4	3カ月以上6カ月未満	50.000
5	1カ月以上3カ月未満	20.000
6	1週間以上1カ月未満	5.000

保険特別会計予算

総 額 四三、二九〇千円  
○昭和四十三年国民宿舎特別会計予算  
総 額 二七、七五〇千円

○一般職の職員給与に關する条例の一部改正  
○町長等の給与に關する条例の一部改正

○教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に關する条例の一部改正

○町議會議員の報酬及び費用弁償等に關する条例の一部改正

○報酬及び費用弁償条例の一部改正

○消防団条例の一部改正  
○保育所設置条例の一部改正

○消防団員補償等組合規約の一部改正

○交通災害共済条例の制定  
○交通災害共済事業特別会計条例制定

○昭和四十三年度交通災害共済事業特別会計予算  
總額 一、八〇六千円

○町村交通災害共済事業再共済規約の制定  
○町村非常勤職員公務災害補償組合設置協議



町民税が減税になります

町税賦課徴収条例の一部が改正され、四十三年度分の町民税から、今までの税率より約二十%引下げになりました。

本町は近隣市町と比較して、町民税が高いという風評をいただいておりますが、税金その他の財源が乏しいため予算執行上(たとえ土木事業・農業改良事業・社会福祉・教育関係など)引下げることが困難でした。

しかし、近年国においては、租税負担の軽減について、種々検討が行なわれており、所得税については標準世帯(四・三人)で、年収六十万円までは、免税の基本線にそって各種控除の引上げが行なわれております。これにつれて地方税の住民税も、引下げが実施されるよう、このたびの通常国会において審議されております。

本町においても、近年災害等による被害も少なく、応急復旧に要する経費も減り、財政的に見通しが明るくなってきましたので、近隣市町との均衡を図り、さらに税徴収の効率をあげる目的のもとに、町民税率の引下げを行なうことになり

ました。

しかし国においては、財政硬直化の心配がなされており、本町もその影響を受けることが予想されますが納税についてもこの点よく御理解くださいまして、尚一層のご協力をお願いいたします。

次の表は改正された税率の比較です。

課税所得金額	税 額 (単位円)			減税額
	新	旧		
100千円	2,400	3,000	600	
200	5,400	6,750	1,350	
500	17,400	21,750	4,350	
800	33,000	41,250	8,250	
1,000	45,000	56,250	11,250	

(ア)税 率 (超過累進税率です)

課税総所得金額	新	旧
150千円未満	2.4	3.0
150千円～400千円未満	3.6	4.5
400 〃 ～ 700 〃	4.8	6.0
700 〃 ～ 1,000 〃	6.0	7.5
1,000 〃 ～ 1,500 〃	7.2	9.0
1,500 〃 ～ 2,500 〃	8.4	10.5
2,500 〃 ～ 4,000 〃	9.6	12.0
4,000 〃 ～ 6,000 〃	10.8	13.5
6,000 〃 ～ 10,000 〃	12.0	15.0
10,000 〃 ～ 20,000 〃	13.2	16.5
20,000 〃 ～ 30,000 〃	14.4	18.0
30,000 〃 ～ 50,000 〃	15.6	19.5
50,000 〃 以上	16.8	21.0

※新税率は昭和43年度分の町民税から適用されます。

犬の登録と狂犬病予防注射

昭和四十三年度の犬の登録と、春の狂犬病予防注射を次の日程により行ないます。畜犬所有者は、必ず指定期日に印鑑及び料金をもっておいで下さい。

尚、不用犬の買上も行ないません。

◎四月八日(月) 町役場大海支所 時間、午前九時から

◎登録料(一頭につき) 三〇〇円

◎注射料(一頭につき) 二六〇円計五六〇円

犬は人に迷惑をかけないように、よくつないで飼ひましょう!!

◎四月九日(火) 町役場 時間、午前九時から 午後三時まで

◎登録料(一頭につき) 三〇〇円

◎注射料(一頭につき) 二六〇円計五六〇円

犬は人に迷惑をかけないように、よくつないで飼ひましょう!!

◎四月八日(月) 町役場大海支所 時間、午前九時から

◎登録料(一頭につき) 三〇〇円

◎注射料(一頭につき) 二六〇円計五六〇円

犬は人に迷惑をかけないように、よくつないで飼ひましょう!!

◎四月九日(火) 町役場 時間、午前九時から 午後三時まで

◎登録料(一頭につき) 三〇〇円

◎注射料(一頭につき) 二六〇円計五六〇円

犬は人に迷惑をかけないように、よくつないで飼ひましょう!!

◎四月八日(月) 町役場大海支所 時間、午前九時から

◎登録料(一頭につき) 三〇〇円

特別弔慰金の請求は早目に 五月三十一日で時効

戦没者の遺族に対する特別弔慰金は三万円、毎年三千万円宛十年間で支払われる国債です。この法律は昭和四十年に制定され、さらに翌四十一年に一部が改正

されて特別弔慰金を受けられる範囲が妻・子から兄弟まで拡げられました。その概要は次のとおりでありますので、該当すると思われる人はすぐ手続きをして下さい。

◎法制定時の支給対象

援護法による弔慰金を受けた人で、昭和四十年四月一日において本人または他の遺族が遺族年金、公務扶助料等の給付を受けていないこと。(配偶者については、弔慰金を受給した以後昭和四十年三月三十一日までに遺族以外の者と氏を改めた再婚、または遺族以外

の者と事実婚の関係にある場合は除かれます)

弔慰金受給権者が死亡している場合には、戦没者に子があるときはその子に特別弔慰金が支給されます。

◎改正法により新たに支給対象となるもの

法制定時においては弔慰金受給者が死亡した場合の受給権者は、戦没者の子に限られていましたが、改正により、戦没者と生計関係があり、法に定められた欠格条件に該当しない父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の先順位者に限り支給されることになりました。

◎時効

この法律の制定当時の受給権者に該当するものは昭和四十三年五月三十一日、法改正によるものは昭和四十四年六月三十日までに請求手続きをされないと、時効により特別弔慰金を受けることができなくなりますので早目に手続きされるようお知らせいたします。

尚くわしいことは保険年金課へおたずね下さい。





# 自転車の一二人乗りや

## 自動二輪車の横乗り禁止

交通事故はますます増加し、毎年暗い記録を更新しています。なかでも自転車の事故での死者は昨年中、県下で五十六人あり大幅な増加がめだっています。

こうした実情から自転車の事故を防ぐことをおもなねらいとして、山口県道路交通法施行細則の一部が改正され、三月一日から実施されました。

改正されたおもな点は次のとおりです

### ○自転車に反射材を

これまでの反射器のかわりに、反射材（スコッチテープ）をつけてもよいことになりました。

夜間の追突事故の犠牲になる自転車は、ほとんどが後部に反射材や反射器のついていない自転車ばかりです。自分を守るためにも反射材が有効な反射器をつけてください。これがついていないと違反となります。

### ○自転車のふたり乗り禁止

これまで「交通ひんばんな場所」では禁止されていましたが、今後は「交通がまばらで危険のおそれがないと認められる場所」以外の道路ではふたり乗りが

できなくなりまし。

このような場所は現在の交通量からすれば、いなか道や深夜などで車の通行のほとんどない道路しかありません。したがって大部分の場所ではふたり乗りはできません。なお、十六歳以上の人が安全な乗車装置をつけた自転車に六歳未満の幼児ひとりと同乗させるのは、さしつかえありません。

### ○傘さし運転の禁止

「交通がまばらで危険がないと認められる場所」以外では傘をさしたり、物をもったり、物をつかいたり

して、視野を妨げ、安定を失うような方法で、自動二輪車や原動機付自転車、または自転車を運転してはならないことになりました。

このような運転は運転する人の危険のみでなく、片手運転のためブレーキがきかなかつたり、道路交通法に定められている右、左折の合図が出来なくて違反を犯すことになり、歩行者や他の車にも非常に迷惑をかけ、事故の原因となつてい

### ○自動二輪車の横乗り禁止

自動二輪車の荷台（座席）に横乗りさせることはすべての道路で禁止になりました。後部座席に乗るときは必ずまたがって乗らなければなりません。

# 火災の予防

## 次のことに注意して

### 火災を防止しましょう

#### 一、危険物（石油等）の貯蔵と取扱いに注意

ガソリン、白灯油、軽油などの石油類を燃料とする各種の機械器具（自動車、耕耘機、発動機、穀物乾燥器、海苔乾燥機等）あるいは、石油ストーブ、石油バーナー（風呂用）などが、

一般家庭に非常に多く普及してまいりました。あなたの家ではこれらの機械や器具の燃料であるガソリン、白灯油、軽油、重油等をドラムカン等で貯蔵してはおられませんか。石油類は、近ごろとくに私たちの生活と密接な関係

を持ち、欠くことの出来ないものとなっておりますが、同時に、引火しやすい危険物として、貯蔵したり、取扱ったりするときは、充分注意する必要があります。とくに引火性の高いガソリンなどは、ちょっとした不注意で火災の原因となりやすく、また火災が起つて、油に引火しますと消火が困難となり、大火事になるおそれがあります。

消防法と町の火災予防条例で、石油などの危険物は一定数量以上は、勝手に貯蔵したり、取扱ったりしてはいけないことになってい

### ②指定数量の五分の一（町火災予防条例）

第一石油類（ガソリン）  
二〇リットル  
第二石油類（白灯油等）  
一〇〇リットル  
第三石油類（重油）  
二〇〇リットル

ときどき家の「のきさき」や「納屋」などに、ドラムカンが置いてあるのを、見かけることがあります。が、家庭で、防火の設備無しに石油類を貯蔵されることは、火災予防上非常に危険であり、消防法や火災予防条例に、違反することになる場合がありますから注意してください。

石油を燃料とする機械器具を使用されるときは、その取扱いに充分注意されることはもちろん、ガソリンや白灯油などを、なるべく貯蔵しないようにしてください。もし貯蔵されるときは、消防法ならびに火災予

防条例の基準にあった「火災予防上安全な設備」と、「適正な管理」により、行なってください。万一の事故に備えて消火器を用意しましょう。

①危険物指定数量（消防法）  
第一石油類（ガソリン）  
一〇〇リットル  
第二石油類（白灯油等）  
五〇〇リットル  
第三石油類（重油）  
二〇〇リットル

二、プロパンガスの容器を家の外に置きましょう。あなたの家ではプロパンガスのボンベ（容器）を家の外に置いてありますか。プロパンガスがもれると床や床下などの低いところにたまりやす。ガスは空気より重い）

もれたガスに気付かず引火して爆発事故となりま

するためボンベ（容器）は建物の外に置き、屋内の元栓まで、金属管で配管するようにきめられています。もしあなたの家で、ガスの容器が屋内に置いてありましたら、すぐ家の外に置くよう、販売店に頼んでください。

プロパンガスの容器の場所は、風とおしのよい、直接日光のあたらない、屋外の場所が適当です。三、林野火災を防ぎま

う。昨年、町内で四件の林野火災がありました。その大半は草焼の不注意による失火でありました。春は強い風が吹いたり、空気が非常に乾燥することが多いので、毎年山火事が多く起っています。山でたき火をしたり、草焼きをするときには、よく注意して、山火事を起さぬように気をつけてください。強い風が吹いているときは、ぜったいに火入れをしないようにお願いします。「タバコの吸いながら」を、投げすてないで、よく消すように注意してください。



# 青年の声 論文発表

社会人としての自覚をあらたにし、かぎりない前途に胸をふくらませて、今年成人式を迎えた若い青年男女の新鮮な感覚と意欲を社会に反響させ、成人式の意義と社会に対する意識の向上に役立てるねらいで「青年の声」論文を募集しましたところ次のとおり四名の応募者がありました。

応募論文は成人式で発表を行ない、記念品を贈って賞にかえました。応募者と論文の一部を紹介いたします。

- こんな仕事に一生を 井南 大村 道子
- 職場での考え 下村 棟加登いっ子
- 私の訴えたいこと 下村 大林 富美
- 成人式を迎えて 中野 原田 幸子

## こんな仕事に一生を

「先生おはよう!!」「おはよう」今日も元気のいい子どもたちの声が静かな園舎に響きわたる。日々の生活の中で子どもたちの元気いっばいに遊んでいる姿を見るにつけ「さあ、今日もこの子たちとの一日が始まるのだ。」と、私も自然明るい顔になっている。「先生、この靴お母ちゃんに買ったのら買ったの」「ぼくね、きのうバナナ三本食べたよ。」「ぼく、今日一番に来

高校卒業後、一時は会社

に勤めていたものの、小さい頃からの保育園の先生になる夢が捨てきれず、その年の五月、結婚された先生の代わりとして勤めることになった。見習い保育士として実際自分の手で園児の世話ができると思うと胸がはずみ明日から出勤という日たくさんのお話して自分の想像することです。頭はいいけど、昨日期待していたこととはうらはらに、ジーンと私を見つめる子、知らん顔で素通りする子、この時、こどもの心との間にギャップを感じさせられた。それはこどもが私を近づきたいかと思つたのか、あるいは反対に、めつたに自分の意志を表わさない子に原因があったのか。保育士になりたいという自分の考えがまちがっていたのだろうか、後悔しかけた時「おねえちゃんいっしょにあそぼう。」見も知らぬ子が、きよらかな笑顔で私を誘ってくれた。その子も今は一年生。もしその子が声をかけてくれなかったら幼児の世界にとびこめなまま迷ったことだろう。それから毎日毎日の生活の中でこどもたちの良い面悪い面に、くりかえし接してきて、ようやく私の心が次第にこどもたちの日常をいくらかづつみつめられるようになった。しかし毎日の生活はほんとうにめまぐるしくすぎて行き、果たして数十名の子に何をどのようにしてやってゆけばよいものかという難かしさを身をもって体験した。そして、それは容易ではなかった。それに無資格の私には、受験勉強もあつた。疲れきって帰ってからの夜の勉強はこたえ、睡魔に勝てず朝まで机にふせて眠ったこともしばしば。試験はみごと失敗だった。自分の思うままにものが進行すればこの世の中に若勞はないということが、頭の中にぼんやり浮かぶ。しかし次の日、重い心で出勤すると「先生おはよう、今ね、ころんで怪我したけど泣かなかつたよ。」と、こどもが言った時、ハッと我にかえり失敗したくらいで悲観してはならない頑張らなくては。

その日から素直に保育に身が入り、心なしかこどもたちが私について来てくれるように思えた。「日曜日も保育園に行くんだってきかないんですよ。誰もいないって言う先生がいるってきかないんですよ。」と苦笑いしながらあるお母さんが言われた時、私を好きになってくれたこどもに感謝したい気持ちでいっぱいだった。

私が話す時の私をみつめる真剣な目、紙芝居を楽しそうに見る顔は私を信頼しきつてくれているようである。このような毎日の二カ年。試験も頑張ったかいあって昨年十月合格。今ふりかえり思うにつけて感じられるものはやっぱり小さい時からの夢を育てて良かったという気持。生きた魂をあずかる私達保育者の使命ははかりしれないほど大きい。こどもをあたたかい雰囲気の中に迎えそれぞれの

## 町民体育大会の

### チーム編成を変更

毎年五月に行なわれます町民体育大会は、町民の体位の向上と相互の親睦を図る目的で実施されておりますが、三部制で対抗競技を行なう今までのチーム編成に問題がありますので、区長会で協議をお願いした結果、町民が楽しく参加できて、しかも所期の目的が達成できることを考えて、今年から三十二の部落単位でチームを編成し五部制で競技を行なうこととし、対抗種目を八種目から五種目に減して、一般競技の自由参加を呼びかけることにしました。

なお、今年の大会の期日や競技種目については、検討中でありますので、決定次第お知らせします。町民の皆さんの御協力をお願いいたします。

秋穂町 大村 道子

# 新入学児の心の準備と身のまわり

四月の入学期をひかえ、新入学児をもつおかあさんたちは何かと気ぜわしいことでしょう。ところで新入学児の心の準備や身のまわりについて注意したい点をまとめてみましょう。

まず、これまで、おかあさんやおねえさんの手をわずらわせていた衣服類の着脱は、できるだけけひとりできるように習慣づけましょう。

いはずです。服装はあまり複雑なデザインのものより簡単なものをえらびましょう。

かばん。ふではこなどもあまり精巧なものはいけません。複雑になりがちです。中のものを出し入れするのに手間のかからないものが適当です。また、あまりまわりのこともとかけはなれたげにたく品はさけたいもので

す。  
持ちものは大小にかかわらず名前をつけます。衣類も同様です。

教科書におおいをかける場合は、すきとおって中の表紙がすけて見える材料を使います。こどもは絵がらでなんの教科書を判断するものです。

## 善意銀行からのお礼

次の方々からご寄附を戴きました。善意誠に有難うございました。(敬称略)

黒南	秋本富士助	北条	藤田 彰
中津江	安藤 孝男	以上は香奠返しとして	
中条	米村 栄	なお別に	
花南	武田 賢一	金二千八百十五円	
屋戸	片岡 匡	秋穂町連合婦人会	
中野	安光 正夫	金壹万円 下村 佐波素一	
先青江	原田 武雄	金壹万五千元	
大河内	橋本 栄	井南 松本 久雄	
赤崎	吉永 満	金壹千元	
北条	田島 チエ	西天田花卉組合	
黒南	福本 光男	壹三枚 中条 道中 康	
西青江	星野 ナツ	々二枚 浜内 吉田典人	
東本町	柏木 武	書籍七〇冊	
東本町	小池 省二	上本町 国村正治	
金山嶺	安光 竹登	衣料二点	
赤崎	吉永 正子	下村 江崎きよ	

## 越冬する衛生害虫の駆除

春になって活発に活動する蚊やハエの冬ごもりの習性を正しく知り、冬のうちに蚊やハエを駆除すると、あまり労力をかけないで効果をあげることができま

**ハエの冬ごし**  
ハエの中には成虫で冬眠しているもの、さなぎで冬をこすものなどいろいろの種類があります。成虫で冬をこすものは風のあたらない物置、日当りのよい場所などにいます。また、さなぎは便所やごみ捨て場の周辺の土の中三十センチぐらいのところまでいます。

さなぎは暖かい日射しを浴び春がくると羽化して成虫になり活発に活動をはじめます。

**蚊の冬ごし**  
蚊は成虫で家畜小屋、物置の壁にびったり止って冬をこすものと、卵や幼虫のまままで水底や湿地で冬をこすものがあります。

**駆除の方法**  
(1)蚊やハエの冬ごもりしている場所の大掃除をする  
(2)物置、畜舎の壁にダイアジノン、スミチオンなど長く効果の残る殺虫剤を撒布する。  
(3)ごみや便所の周辺の土を

3月10日現在の県下の交通事故

件数	1655件 (897件)
死者	61人 (50人)
死傷者	2074人 (1162人)

( )内は昨年

隅りかえしさを集めて焼く。

(4)便所の周辺をコンクリートで舗装する。

(5)水槽、水がめ、空缶の水など不用なものを取り換え整備する。

**織組活動の効用**  
衛生害虫の駆除は、各家庭が積極的に実施することはもちろん、地区全体が話し合い組織的にすすめてこそ効果があがります。町役場保険年金課とも連絡をとって行なってください。

暖かくなって蚊やハエが多発する寸前が駆除に適しています。徹底して駆除し健康な町づくりをしましょう。

## 子防接種と乳幼児保健相談のお知らせ

四月の予防接種と乳幼児相談は次のとおりです  
該当者は母子健康手帳をもつてもれなくおいで下さい。

**◎種痘**  
該当者 昭和四十三年一月三十一日以前に生れた者でまだ種痘を受けていない者

**◎乳幼児保健相談**  
日時及場所 四月十一日 町役場 大海支所

時間は午後一時より三時まで。  
尚、五日は招魂祭がありますので、乳幼児保健相談は中止いたします。悪しからずご了承下さい。

幼稚園にかよっていたお子さんは、これまでより始業が早くなる場合が少なくありません。いまのうちから早起きのくせをつけることもたいせつです。

ともかく、自分でできることとおかあさんたちが手つだってやることの区別を見きわめて、幼児気分から一年生らしい生活にはいるしつけが肝心です。

一方、おかあさんたちも新しい生活にはいるお子さんの不安をよく理解して、身のまわりのものの準備などに十分心をくばりたいものです。

入学早々身体検査などがある、ひとりで着物をぬいだり着たりする機会が多

四月の予防接種と乳幼児相談は次のとおりです  
該当者は母子健康手帳をもつてもれなくおいで下さい。

**◎種痘**  
該当者 昭和四十三年一月三十一日以前に生れた者でまだ種痘を受けていない者

**◎乳幼児保健相談**  
日時及場所 四月十一日 町役場 大海支所

時間は午後一時より三時まで。  
尚、五日は招魂祭がありますので、乳幼児保健相談は中止いたします。悪しからずご了承下さい。

春になって活発に活動する蚊やハエの冬ごもりの習性を正しく知り、冬のうちに蚊やハエを駆除すると、あまり労力をかけないで効果をあげることができま

**ハエの冬ごし**  
ハエの中には成虫で冬眠しているもの、さなぎで冬をこすものなどいろいろの種類があります。成虫で冬をこすものは風のあたらない物置、日当りのよい場所などにいます。また、さなぎは便所やごみ捨て場の周辺の土の中三十センチぐらいのところまでいます。

さなぎは暖かい日射しを浴び春がくると羽化して成虫になり活発に活動をはじめます。

**蚊の冬ごし**  
蚊は成虫で家畜小屋、物置の壁にびったり止って冬をこすものと、卵や幼虫のまままで水底や湿地で冬をこすものがあります。

**駆除の方法**  
(1)蚊やハエの冬ごもりしている場所の大掃除をする  
(2)物置、畜舎の壁にダイアジノン、スミチオンなど長く効果の残る殺虫剤を撒布する。  
(3)ごみや便所の周辺の土を